

改正

昭和53年9月29日条例第33号

昭和54年9月29日条例第34号

昭和55年3月28日条例第15号

昭和55年10月9日条例第49号

昭和56年3月30日条例第14号

昭和57年10月1日条例第43号

昭和58年3月17日条例第8号

昭和59年12月22日条例第37号

昭和61年10月3日条例第40号

昭和62年3月20日条例第14号

平成3年3月19日条例第7号

平成4年3月30日条例第20号

平成5年3月31日条例第8号

平成8年3月28日条例第9号

平成9年8月31日条例第48号

平成9年10月3日条例第52号

平成10年10月2日条例第24号

平成11年3月24日条例第4号

平成11年7月19日条例第20号

平成12年3月31日条例第19号

平成12年12月25日条例第49号

平成14年7月5日条例第31号

平成15年3月20日条例第14号

平成16年12月17日条例第70号

平成17年7月1日条例第51号

平成17年12月16日条例第98号

平成18年3月27日条例第16号

平成18年6月29日条例第30号
平成18年9月27日条例第36号
平成20年3月26日条例第5号
平成21年12月18日条例第70号
平成22年3月25日条例第16号
平成22年9月24日条例第39号
平成24年9月27日条例第44号
平成25年7月3日条例第35号
平成26年9月26日条例第28号
平成26年12月17日条例第44号
平成28年3月25日条例第20号

佐世保市福祉医療費の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者、乳幼児、小・中学生、母子家庭の母と子、父子家庭の父と子及び寡婦等に対し、医療費の一部（以下「福祉医療費」という。）を支給することにより、保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号の一に該当する者（18歳に満たない児童を含む。）をいう。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する級別（以下「級別」という。）が1級、2級又は3級に該当する旨身体障害者手帳に記載された者
- (2) 知的障害者 療育手帳制度の取り扱い要領について（昭和56年障福第319号長崎県生活福祉部長通知）2障害の程度の判定の(1)に定める障害の程度が「A1」、「A2」又は「B1」に該当する者
- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級に該当する旨精神障害者保健福祉手帳に記載された者

2 この条例において「乳幼児」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

3 この条例において「小・中学生」とは、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、乳幼児以外のものをいう。

- 4 この条例において「母子家庭の母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて現に20歳に満たない子を監護しているもの又は児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第1条の2第2号に規定する児童を現に監護している母をいう。
- 5 この条例において「母子家庭の子」とは、母子家庭の母に現に監護されている子又は父母のいない子であつて、18歳に満たないもの又は高等学校に在学する20歳に満たないものをいう。
- 6 この条例において「父子家庭の父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつて現に20歳に満たない子を監護しているもの又は児童扶養手当法施行令第2条第2号に規定する児童を現に監護している父をいう。
- 7 この条例において「父子家庭の子」とは、父子家庭の父に現に監護されている子であつて、18歳に満たないもの又は高等学校に在学する20歳に満たないものをいう。
- 8 この条例において「寡婦等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦及び同法附則第6条第1項に規定する者並びに未婚の女子のうち年齢60歳以上70歳未満で、かつ、扶養義務者と生計を同じくしない者をいう。ただし、生計を同じくする扶養義務者のすべてが、心身障害者（級別が3級に該当する旨身体障害者手帳に記載された者を除く。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）による医療受給有資格者で、前年度分の市民税が課されない者であるときは、対象に含むものとする。
- 9 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で、現に心身障害者、乳幼児又は小・中学生を監護しているものをいう。
- 10 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。
 - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- 11 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費（医療保険各法に規定する保険給付の対象となるものに限る。）、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。
- 12 この条例において「負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべ

き額（入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額を除く。）並びに高齢者医療確保法第67条第1項に規定する一部負担金をいう。

13 この条例において「保険医療機関等」とは、高齢者医療確保法又は医療保険各法の規定により医療を取り扱う病院、診療所又は薬局その他のものをいう。

（支給対象者）

第3条 福祉医療費の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる者で、かつ、本市の区域内に住所を有する者（本市の区域外に住所を有する者のうち本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく支給決定を受けた者を含み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく障害児入所支援を受ける者にあつては、その保護者が本市の区域内に住所を有する者）とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- （1） 医療保険各法の規定による被保険者、組合員及び被扶養者である心身障害者、乳幼児、小・中学生、母子家庭の母と子、父子家庭の父と子又は寡婦等
- （2） 高齢者医療確保法第67条第1項の規定の適用を受ける心身障害者

（支給額）

第4条 市長は、支給対象者又はその保護者が支払った負担金（法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する支給及び保険者等の負担による附加給付等がある場合は、これらの額を控除した額とする。）を福祉医療費として、次の各号に掲げる区分により、支給するものとする。

（1） 前条第1号に規定する支給対象者に係る保険給付の場合

イ 心身障害者に係る医療費

- （i） 級別が1級又は2級に該当する旨身体障害者手帳に記載された者、障害の程度が「A 1」又は「A 2」に該当する旨療育手帳に記載された者及び障害等級が1級に該当する旨精神障害者保健福祉手帳に記載された者にあつては、当該負担金（障害等級が1級に該当する旨精神障害者保健福祉手帳に記載された者については、通院に係る負担金に限る。）の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円（1月につき、その額が1,600円を超えるときは1,600円。以下この条において同じ。）を控除して得た額
- （ii） 級別が3級に該当する旨身体障害者手帳に記載された者及び障害の程度が「B 1」に該当する旨療育手帳に記載された者にあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額

ロ 乳幼児に係る医療費 当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額

ハ 小・中学生に係る医療費 当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額。ただし、第1号イ(ii)の規定により支給を受けた者にあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額から第1号イ(ii)に規定する額を控除して得た額

ニ 母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子に係る医療費 当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額

ホ 寡婦等に係る医療費 寡婦等が病院又は診療所へ入院する場合の負担金から当該入院日数1日につき1,200円を控除して得た額

(2) 前条第2号に規定する支給対象者が医療費に係る負担金を支払った場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 級別が1級又は2級に該当する旨身体障害者手帳に記載された者、障害の程度が「A1」又は「A2」に該当する旨療育手帳に記載された者及び障害等級が1級に該当する旨精神障害者保健福祉手帳に記載された者 当該負担金（障害等級が1級に該当する旨精神障害者保健福祉手帳に記載された者については、通院に係る負担金に限る。）の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額

ロ 級別が3級に該当する旨身体障害者手帳に記載された者及び障害の程度が「B1」に該当する旨療育手帳に記載された者 当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額

(支給の制限)

第5条 支給対象者は、次の各号の一に該当する場合は、前条の規定にかかわらず、福祉医療費は支給しない。

(1) 心身障害者又は現にその者と生計を同じくする配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する扶養義務者のうち、いずれかの者の前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に定める額を超えるとき及び第8条において準用する第2条第2項に定める額以上であるとき。

(2) 寡婦等が病院又は診療所に入院することなく医療に関する給付を受けたとき。

(3) 母子家庭の母又は父子家庭の父の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める額以上であるとき。

- (4) 父母のない子と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第4項に定める額以上であるとき。
- (5) 母子家庭の母の配偶者、父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者で、その母若しくは父と生計を同じくするものの前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に定める額以上であるとき。
- (6) 寡婦等が前年分の所得税を課せられているとき。

(受給資格の認定)

第6条 支給対象者又はその保護者は、福祉医療費の支給を受けようとするときは、受給資格の認定を受けなければならない。

(福祉医療費受給者証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、福祉医療費受給者証を交付する。

(福祉医療費受給者証の提示)

第8条 受給者は、医療を受ける場合、医療機関等に対し、必要に応じて福祉医療費受給者証を提示するものとする。

(支給の方法)

第9条 福祉医療費の支給は、受給者の申請に基づき行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定し、申請者に支給するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、支給対象者である乳幼児が、市長と福祉医療費の支払に係る協定を締結した保険医療機関等において医療を受けたときは、受給者が当該保険医療機関等に支払うべき医療に要した費用について、福祉医療費として当該受給者に対し支給すべき額の限度において、当該受給者に代わり、当該保険医療機関等の請求に基づき支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があつたときは、当該受給者に対し福祉医療費の支給があつたものとみなす。

(支給金の返還)

第10条 市長は、偽りその他の不正行為により、福祉医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から当該支給をした金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡等の禁止)

第11条 福祉医療費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供することができない。

(受給資格の喪失)

第12条 受給者が、次の各号の一に該当する場合は、受給資格を失う。

- (1) 本市の区域内に住所を有しなくなつたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 第2条第1項から第7項までに規定する要件に該当しなくなつたとき。
- (4) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者でなくなつたとき。

2 受給者は、前項各号の一に該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、福祉医療費受給者証を返還しなければならない。ただし、第2条第2項に規定する要件に該当しなくなつた場合にあつては、この限りでない。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日以後の診療に係る医療費から適用する。
(吉井町及び世知原町の編入に伴う経過措置)
- 2 吉井町及び世知原町の編入の日(次項において「編入日」という。)前に吉井町福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年吉井町条例第25号。以下「吉井町条例」という。)又は世知原町福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年世知原町条例第19号。以下「世知原町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、次項に定めるものを除き、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 編入日前に吉井町又は世知原町の区域内に住所を有し、編入日以後も引き続き同区域内に住所を有する者であつて吉井町条例又は世知原町条例の規定により受給資格の認定を受けていたものに対し、心身障害者に係る保険給付が行われたときの福祉医療費の支給については、平成20年3月31日までの間は、吉井町条例又は世知原町条例の例による。
(宇久町及び小佐々町の編入に伴う経過措置)
- 4 宇久町及び小佐々町の編入の日(次項において「編入日」という。)前に宇久町福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年宇久町条例第20号。以下「宇久町条例」という。)又は小佐々町福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年小佐々町条例第30号。以下「小佐々町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、次項に定めるものを除き、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 編入日前に宇久町又は小佐々町の区域内に住所を有し、編入日以後も引き続き同区域内に住所を有する者であつて宇久町条例又は小佐々町条例の規定により受給資格の認定を受けていたものに対し、心身障害者に係る保険給付が行われたときの福祉医療費の支給については、平成21年3月31日までの間は、宇久町条例又は小佐々町条例の例による。

(江迎町及び鹿町町の編入に伴う経過措置)

6 江迎町及び鹿町町の編入の日(次項において「編入日」という。)前に江迎町福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年江迎町条例第23号。以下「江迎町条例」という。)又は鹿町町福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年鹿町町条例第24号。以下「鹿町町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、次項に定めるものを除き、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

7 編入日前に江迎町又は鹿町町の区域内に住所を有し、編入日以後も引き続き同区域内に住所を有する者であつて江迎町条例又は鹿町町条例の規定により受給資格の認定を受けていたものに対し、心身障害者に係る保険給付が行われたときの福祉医療費の支給については、平成25年3月31日までの間は、江迎町条例又は鹿町町条例の例による。

附 則(昭和53年9月29日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則(昭和54年9月29日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則(昭和55年3月28日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例（以下「新条例」という。）
第5条の規定は、施行日以後の診療に係る福祉医療費から適用する。

（経過措置）

- 3 この条例施行の際、現に受給資格者として認定を受けている重度精神薄弱者については、新条例の規定により認定を受けたものとみなす。

附 則（昭和55年10月9日条例第49号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例第2条第3項及び第4項並びに第11条第1項第3号の規定は、昭和55年10月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則（昭和56年3月30日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例第1条から第4条までの規定は、施行日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則（昭和57年10月1日条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例第2条第1項及び第3項から第5項並びに第4条ただし書の規定は、昭和57年10月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則（昭和58年3月17日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例第2条第5項及び第9項、第3条並びに第4条の規定は、施行日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則（昭和59年12月22日条例第37号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後の診療に係る医療費から適用する。ただし、被保険者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者を除く。）については、昭和59年10月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則（昭和61年10月3日条例第40号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後の診療に係る医療費から適用する。ただし、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（昭和60年政令第236号）附則第2条第2項に規定する既認定者等に該当する母子家庭の母の所得制限については、改正後の条例第5条第3号の規定にかかわらず、昭和61年8月1日から昭和61年11月30日までは、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月30日条例第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例第4条の規定は、施行日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則（平成3年3月19日条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則（平成4年3月30日条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則 (平成5年3月31日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則 (平成8年3月28日条例第9号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第2条第8項の規定（「療養費及び家族療養費」を「特定療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費」に改める部分に限る。）は、平成6年10月1日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年8月31日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年10月3日条例第52号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療に係る医療費から適用し、施行日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

- 3 施行日から平成11年3月31日までの間における改正後の第4条第1号ニの規定の適用については、同規定中「老人保健法第28条第1項第2号に定める額」とあるのは、施行日から平成10年3月31日までの間は「1,000円」と、同年4月1日から平成11年3月31日までの間は「1,100円」と読み替えるものとする。

附 則 (平成10年10月2日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年11月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年3月24日条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年7月19日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月31日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月25日条例第49号)

この条例中第1条の規定は平成13年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月5日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条第1号ニ及び第5条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。(平成14年規則第57号で平成14年10月3日から施行し、平成14年10月1日から適用)

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1号イの規定は、この条例の施行の日の属する月以後の診療に係る医療費について適用し、同月前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成15年 3 月20日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項及び同条第 5 項の改正規定は、平成 15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年12月17日条例第70号）

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 7 月 1 日条例第51号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月16日条例第98号）

この条例は、平成18年 3 月31日から施行する。

附 則（平成18年 3 月27日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成18年 9 月30日までの間における改正後の第 2 条第10項第 3 号の規定の適用については、同号中「施設入所支援、共同生活介護又は共同生活援助」とあるのは「共同生活援助」とする。
- 3 この条例の施行の際現に第 6 条の規定による受給資格の認定を受けている者であつて、改正後の第 2 条第10項各号の規定に該当するものの診療に係る医療費については、平成18年 9 月30日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成18年 6 月29日条例第30号）

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 9 月27日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日の属する月以後の診療に係る医療費について適用し、同月前までの診療に係る医療費については、なお従前の

例による。

附 則（平成20年 3 月26日条例第 5 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（佐世保市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

9 前項の規定による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日の属する月以後の診療に係る医療費について適用し、同月前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月18日条例第70号）

この条例は、平成22年 3 月31日から施行する。

附 則（平成22年 3 月25日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 9 月24日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、平成22年12月 1 日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 9 月27日条例第44号）

この条例中第 1 条の規定は、公布の日から、第 2 条の規定は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 7 月 3 日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例中第 2 条第 1 項第 2 号、同条第 3 項及び第 5 項、第 5 条第 3 号並びに第 8 条の改正規定は公布の日から、第 2 条第 1 項に 1 号を加える改正規定並びに第 3 条第 2 号及び第 4 条の改正

規定は平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条第3項及び第5項の規定により福祉医療費の支給対象者となる者に係る福祉医療費の支給については、前項に規定する第2条第3項及び第5項の改正規定の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第3条第2号及び第4条の規定は、平成25年10月1日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年9月26日条例第28号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月17日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第4条第1号イ中「額より」を「額から」に改め、同号ロ中「幼乳児」を「乳幼児」に、「額より」を「額から」に改め、同号中ニをホとし、同号ハ中「額より」を「額から」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次にハを加える改正規定(同号イ中「額より」を「額から」に改め、同号ロ中「幼乳児」を「乳幼児」に、「額より」を「額から」に改め、同号ハ中「額より」を「額から」に改める部分に限る。)、第4条第2号イ及びロの改正規定並びに第5条第4号及び第5号の改正規定 公布の日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成28年8月1日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例の規定(前項第2号に掲げる改正規定に限る。)は、平成28年8月1日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。